

長岡京市  
助け合いとつながりのまちづくり条例  
逐条解説

令和4年12月

## 《 目 次 》

前文	- 1 -
第1条（目的）	- 2 -
第2条（定義）	- 3 -
第3条（基本理念）	- 4 -
第4条（地域における共助及び協力・連携）	- 5 -
第5条（市民に期待すること）	- 6 -
第6条（自治会に期待すること）	- 7 -
第7条（地域コミュニティ協議会に期待すること）	- 8 -
第8条（市民活動団体・非営利団体及びコミュニティ活動参加者に期待すること）	- 9 -
第9条（事業者に期待すること）	- 10 -
第10条（市のすべきこと）	- 11 -
第11条（情報の共有）	- 12 -
第12条（多様な市民等と市がまちづくりを考える場）	- 13 -
第13条（助け合いとつながり推進月間）	- 14 -
第14条（委任）	- 15 -

## 前文

長岡京市は、長い歴史と伝統、豊かな自然、そして交通の利便性にも恵まれ、「住みよいまち」として発展を遂げてきました。この先人が築き上げてきた「住みよさ」を未来に引き継いでいくためには、多様化する市民ニーズや地域課題、自然災害等に対応した「助け合いとつながり」によるまちづくりが必要です。それには、市の活動だけではなく、市民のみなさんによる地域の支え合いが重要です。

本市ではこれまで、多くの市民、地縁団体、市民活動団体・非営利団体、事業者等が活発な活動を展開し、市と連携して、ともにまちづくりを進めてきた歴史があります。また、近年では、必ずしも組織・団体に属することなく、その時々々の活動テーマに共感した人たちが自由に参加するコミュニティ活動も展開される等、未来のまちづくりを担う新しい息吹が芽生えつつあります。

こうした支え合いの活動が活発であることは、長岡京市が誇れる財産の一つです。

一方、本市でも価値観の多様化や高齢化等社会情勢の変化による自治会加入率の減少に見られるように、地域におけるつながりが希薄になりつつあります。また、若い世代の参加の少なさが課題となっている市民活動団体もあります。こうした活動が続いていくためには、改めて、まちづくりの担い手をみんなで育てる必要があります。

ここに、私たちは、地域における助け合いとつながりの必要性について認識を深め、全ての市民がまちづくりの主役となり、互いの意思を尊重しながら協力・連携して「安心・安全で住みよい、いきいきと暮らせるまちづくり」を進めていくために、この条例を制定します。

### 【前文の趣旨】

- この条例は、長岡京市が未来にわたって住みやすいまちであり続けるために、市民の皆さんに期待する活動と市の責務について定めています。多様化するニーズや地域課題、自然災害等に対応していくためには、市の活動だけではなく、市民の皆さんによる地域の支え合いの活動がとても大切です。
- この条例のタイトルの「助け合い」とは、市民、地縁団体、市民活動団体・非営利団体、事業者等の活動による地域の支え合い、つまり「共助」のことです。この「共助」を分かりやすく「助け合い」という言葉にしました。
- 「つながり」とは、市民、地縁団体、市民活動団体・非営利団体、事業者相互の、あるいはこれらと行政との協力・連携のことです。「協力・連携」を分かりやすく「つながり」という言葉にしました。
- この条例は、「助け合いとつながり」の理念を定めるもので、市民の皆さんに支え合いの活動を義務付けるものではありません。こうした活動は、市民の自発的な意思で行われてこそ、本来の成果をあげることができるからです。一方、市には市民の皆さんから付託された責任があるため、市民の活動と連携するうえでの市の責務を規定しています。
- この条例は、まちづくりの様々な分野で、活動や事業を進めていく担い手や協力・連携について基本的な考え方を示しています。この条例を生かし具体的に何をやるのかは、実際のまちづくりの中で決めていくことになります。
- 今回あえて、行政の方針にとどまらず議会の議決によって制定する「条例」として定めた理由は、自治体としてより重い意思決定にして、「助け合いとつながり」の理念を将来にわたって引き継ぐためです。
- この条例で言う「市」とは、主として市長その他の執行機関、いわゆる行政を指します。

## 第1条（目的）

この条例は、次に掲げる事項を定めることにより、助け合いとつながり（共助及び協力・連携）によるまちづくりを進めることを目的とします。

- (1) まちづくりにおいて、市民、地縁団体、市民活動団体・非営利団体、コミュニティ活動参加者及び事業者（以下「市民等」といいます。）に期待すること及び市のすべきこと。
- (2) まちづくりの担い手たちが協力・連携する仕組み
- (3) 市民等がまちづくりの担い手として活動しやすい環境づくり

### 【第1条の趣旨】

■第1条では、条例の目的について説明しています。

■前文の趣旨でも説明したとおり、市民等の活動は自発的な意思で行われてこそ、本来の成果が得られるものです。一方、市には市民の皆さんから付託された責任があります。このため、「市民等に期待すること及び市のすべきこと」を定めます。

■この条例では、市民等がまちづくりの担い手として互いに協力・連携する仕組みと、同じくまちづくりの担い手である市と市民等が協力・連携する仕組みを定めます。

## 第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) まちづくり 安心・安全で住みよい、いきいきと暮らせるまちをつくること。
- (2) 市民 市内に住む人、学ぶ人、働く人、活動をする人等
- (3) 地縁団体 自治会、地域コミュニティ協議会、自主防災会、町内会等地域のつながり（地縁）で活動する団体
- (4) 市民活動団体・非営利団体 子育て、福祉、環境等様々な目的を掲げて公益的なまちづくり活動をする各種団体
- (5) コミュニティ活動参加者 必ずしも組織又は団体に属することなく、様々なテーマ及び目的に共感してまちづくり活動に参加する人
- (6) 事業者 市内で事業を営む法人又は個人

### 【第2条の趣旨】

- 第2条では条例に登場する人物や団体の定義を確認します。
- 「市民」は、狭い意味では市の住民、市に住民票がある人を指しますが、この条例ではそのほかに、市外から長岡京市に通勤する人、通学する人、市に住んでいないけれど長岡京市内で活動している人、長岡京市に納税している人などを含みます。
- 「地縁団体」は、一定の区域に住所をもつ人たちのつながりによって作られ活動する団体で、自治会、地域コミュニティ協議会のほか、自主防災会や町内会（自治会長会に入っておらず、市に登録していないが、地域の公益のために市民によって作られた地縁団体）なども含まれます。
- 「市民活動団体・非営利団体」は、市民による地域の課題に取り組む団体です。掲げる目的はそれぞれですが、営利を目的とせず、社会的な使命を達成するために自主的に活動しています。
- そのほか、必ずしも組織や団体に属することなく、様々なテーマや目的に共感して地域での活動に積極的に参加する人たちがいます。「コミュニティ活動参加者」は、こうした人たちを指します。
- この条例の「事業者」は市内で活動する企業のほか、個人で事業を営む個人事業主もすべて含みます。

### 第3条（基本理念）

市民等及び市は、助け合いとつながりによるまちづくりを進めるため、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) 地域のつながりを深め、日々を安心・安全に暮らせるまち
- (2) 市民等の自主的な活動が尊重され活力のあるまち
- (3) 多様な主体の協力・連携が図られているまち

#### 【第3条の趣旨】

- 近年、多くの自治体で「地域における協力と連携」が希薄になったと指摘されています。長岡京市も例外ではなく、住みやすいまちとして存続していくには「協力と連携」によるまちづくりが不可欠であるという問題意識が、この条例を制定するきっかけでした。
- この条例では「共助」と「協力・連携」を「助け合いとつながり」という親しみやすい言葉に代えました。そしてその必要性について認識を深めるとともに、全ての市民が主役となってまちづくりを進めていくことにしています。この助け合いとつながりは、災害時には特に重要となります。
- 市民等がそれぞれの個性を発揮し、それを互いに尊重し、市を含めて協力と連携を図ることによって、この条例の目指すまちづくりが進みます。

#### **第4条（地域における共助及び協力・連携）**

まちづくりに必要不可欠な「自助、共助及び公助」のうち、地域において互いに助け合う共助をまちづくりの基盤として位置付け、次に掲げる事項を基本とします。

- (1) 市民等がそれぞれ地域の状況に向き合い、協力・連携することを目指します。
- (2) 各種の活動を進めるに当たっては、次世代を担う子ども及び若い世代の参加を大切にします。

#### **【第4条の趣旨】**

- まちづくりには、自分自身や 家族で備える「自助」、地域で助け合う 「共助」、行政などが税金で行う「公助」の3つが必要であると言われていています。この条例ではこの3つのうち「共助」をまちづくりの基盤として位置づけました。もちろん、自助や公助の重要性を否定するものではありません。
- 次世代を担う子どもや若い世代の人たちに、まちづくりの基盤である共助の大切さを肌で感じてもらうことも大切で、地域の現場や教育の場での工夫も必要です。

## 第5条（市民に期待すること）

全ての市民は、まちづくりの重要な担い手であり、次に掲げることを期待します。

- (1) 地域に関心を持ち、自分のこととして考え、話し合い、行動するよう努めること。
- (2) 共感できる活動又は団体に参加するよう努めること。
- (3) 地縁団体、市民活動団体等とコミュニケーションを図り、情報を得るよう努めること。

### 【第5条の趣旨】

- 市民一人ひとりが、長岡京市のまちづくりの主役として、可能な範囲で行動することを期待します。
- これは、市民の義務としてではなく、市民に期待することとして定めています。義務としてではなく、期待することとして定めるのは、この後の第6条～第9条、11条も同じです。
- 例えば、「道にごみが散らかっている」とか「あの交差点は通学路だけど危ない」とか気がついた場合は、その課題を他人ごととせず自分ごととして考え、周囲の人と話し合い、「みんなでごみ拾いをしよう」、「信号の設置を行政に要望しよう」、「通学時間の見守りボランティアに参加しよう」といった行動に移すことなどを期待します。
- 共感できる活動や団体に参加するためにも、まず地域を知る必要があります。市民が受け身ではなく、自ら主体的に情報収集することなどを期待します。

## 第6条（自治会に期待すること）

地域住民によって結成され、自主的に運営される自治会は、コミュニティ形成の担い手であり、次に掲げることを期待します。

- (1) 地域に住む人と人をつなぎ、地域に関する情報を共有するよう努めること。
- (2) 地域の住民間の助け合いや見守りを進め、災害時にも協力し合える安心・安全な地域をつくるよう努めること。
- (3) 自治会活動への地域住民の共感を高め、地域の魅力を共有し、会員の拡大に取り組むよう努めること。
- (4) 必要に応じて市又は他のまちづくりの担い手と協力・連携し、地域の暮らしの向上を図るよう努めること。

### 【第6条の趣旨】

- 自分たちの地域を住みよくするため、生活環境、福祉、防犯、防災、文化交流などの様々な課題に住民同士が協力して取り組むのが自治会です。もちろん自治会が組織されていない地域もあり、自治会だけがその役割を担っているわけではありませんが、この条例にはあらためて自治会の大切さを認識するという意味が込められています。
- 自治会は地縁団体です。同じ地域に住むという「縁」ある人たちを自治会がつなぎ、自治会が地域の情報をその人たちと共有することにより、さらにその縁（絆）が強くなります。
- 災害時においては、地域の人たちが一人暮らし高齢者や障がいのある方など支援が必要な人たちの安否確認をすることが重要です。日ごろから助け合いや見守りを進め、地域住民の縁（絆）を強くしていけば、災害時にも安心で安全な地域になるはずです。
- 自治会は、必要に応じて市や同じ思いで活動する市民活動団体、コミュニティ活動参加者、地域コミュニティ協議会などと協力・連携することによって、より効果的に地域の防犯や環境の向上を図ることができるでしょう。
- 自治会の担い手の不足や高齢化が指摘されています。子どもたちや高齢者など多様な人たちのニーズに合った活動を行うことができれば、住民の共感が広がり、地域の魅力も高まって、自治会員の拡大にもつながっていくと期待しています。
- また、一律に自治会のあるべき姿が決まっているわけではなく、自治会ごとに地域の状況に合わせた取り組みが進むことを期待しています。
- この条文（第6条）では明記していませんが、市に登録されていない地縁団体である町内会も、自治会と同じような役割が期待されます。さらに自主防災会は、防災・減災に関し、その力を十分に発揮することが期待されます。

## 第7条（地域コミュニティ協議会に期待すること）

地域コミュニティ協議会は、地域住民によって設立され、運営される概ね小学校区単位の自主的な地縁団体であり、次に掲げることが期待されます。

- (1) 地域に住む人と人をつなぎ、地域コミュニティに関する情報を共有するよう努めること。
- (2) 自治会単位よりも広域的な活動に取り組むよう努めること。
- (3) 校区内におけるまちづくりの担い手が協力・連携するきっかけをつくり、まちづくりの担い手の拡大につなげるよう努めること。
- (4) 必要に応じて市又は他のまちづくりの担い手と情報交換し、協力・連携するよう努めること。

### 【第7条の趣旨】

- 地域コミュニティ協議会は、自治会よりも広い小学校区を舞台に活躍が期待される自主的な地縁団体です。
- 地域コミュニティ協議会は、校区内の多様なまちづくりの担い手が参画する場になっています。各校区において人と人をつなぎ、多様なまちづくりの担い手が協力・連携するきっかけをつくることに期待します。またそれを通し、まちづくりの担い手がさらに増えることを期待します。
- 市や他の校区の地域コミュニティ協議会、さらに様々なまちづくりの担い手と必要に応じて協力・連携することは、効果的に活動を進める上で大切になります。

## 第8条（市民活動団体・非営利団体及びコミュニティ活動参加者に期待すること）

市民活動団体・非営利団体及びコミュニティ活動参加者には、次に掲げることがを期待します。

- (1) 活動を通して、市民生活の向上に貢献するよう努めること。
- (2) 必要に応じて市又は他のまちづくりの担い手と協力・連携し、まちづくりに貢献するよう努めること。

### 【第8条の趣旨】

- 「市民活動団体・非営利団体」は、子育て、福祉、環境、文化等さまざまな地域の課題に取り組んでいます。任意団体もあれば、NPO法人、社団法人、社会福祉法人などもあります。また、団体などに加入していなくても様々なテーマや目的に共感して活動する人たちもいます。それらの活動が市民生活を向上させ、まちづくりにつながることを期待します。
- 市民活動団体などが、必要に応じて市や同じ思いで活動する他のまちづくりの担い手たちと協力・連携し、より効果的にまちづくりが進むことを期待しています。

## 第9条（事業者に期待すること）

事業者には、次に掲げることが期待します。

- (1) 営利事業を含めた自らの活動を通じ、事業者の特性を生かして、市民生活の向上に貢献するよう努めること。
- (2) 必要に応じて市又は他のまちづくりの担い手と協力・連携し、まちづくりに貢献するよう努めること。

### 【第9条の趣旨】

- 事業者の活動の中心は営利事業ですが、その営利事業自体が社会に貢献し、まちづくりにつながります。一例ですが、食料品店が美味しく安全な食べ物を商品として市民に提供することは、まちづくりの基礎になります。
- また、大きな会社などは、その特性を生かし、様々なまちづくりの活動に人材や資金を提供していただくこともあります。商店街としての取り組みも、まちの賑わいや日常生活の楽しみを生み出す、大切なまちづくり活動だと言えます。
- さらに事業者が、必要に応じて市や他のまちづくりの担い手たちとの協力・連携することで、より効果的にまちづくりが進むことを願っています。

## 第10条（市のすべきこと）

この条例に定めるまちづくりに関し、市のすべきことは次のとおりとします。

- (1) 市民等の自主的活動を尊重すること。
- (2) 市民等に期待することが推進されるように、必要な支援を行うこと。
- (3) 市民等との対話を積極的に行うこと。
- (4) まちの課題に対する未来像を提示すること。

### 【第10条の趣旨】

■市民の活動と連携するうえでの市の責務を「すべきこと」として規定しています。

■市は、市民等の活動の自主性を尊重したうえで、活動に必要な支援を行います。

■市が行う「必要な支援」とは、例えば、市民等がこの条例で期待される活動を行うとき、補助金を交付する、活動場所の提供をする、活動立ち上げの相談に乗るなど様々なものがあります。

■また、それぞれに活動する市民等がつながることで相乗効果が生まれますので、市民活動サポートセンターをはじめとした市がその窓口になる場合もあります。

■支援が必要かどうかは、最終的には市長が、議会で議決を受けた予算の範囲で決めることになります。つまり、市民が要望したもの全てではありませんが、市と市民等が十分に話し合うことが大切です。

■まちづくりの現状を把握するためにも、情報交換のためにも、合意形成のためにも、市は、積極的に市民等との対話を行います。

■さらに市は、まちの課題や将来のありたい姿を市民に示し、市民と対話することが重要です。

## 第11条（情報の共有）

共助及び協力・連携を進めるためには、市と市民等との情報の共有が不可欠であり、情報の共有を進めるため市が取り組むべきことと市民等に期待することは次のとおりとします。

- (1) 市は、市政運営の透明性を確保するとともに、市政情報を市民等と共有するため、次のことを進めます。
  - ア 市の活動について市民等に説明すること。
  - イ 市政情報を積極的に提供し、及び公開すること。
  - ウ 市政情報の提供及び公開に当たり、部局横断的な対応に努めること。
  - エ 市民等に情報をより伝えるため、広報紙をはじめ様々な方法を積極的に取り入れること。
  - オ 誰一人取り残さない情報提供を心掛けること。
- (2) 市民等には、次のことを期待します。
  - ア 自らの活動の情報発信に努めること。
  - イ 市政情報を積極的に入手するよう努めること。

### 【第11条の趣旨】

- この条例の策定に際し、市民の議論の中でたびたび、市政情報が伝わっていないという意見が出ました。市は市政情報を伝えようとしていても、思っているほど「伝わっていない」というのが実情です。協力・連携してまちづくりを進めるには「市民との情報共有の改善が不可欠だ」という市民の声を反映させています。
- 広報紙や回覧板などの紙媒体、ホームページなどのインターネット情報、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、こうした様々な情報伝達ツールがあります。情報を入手しようとする人たちも多種多様です。情報を入手する人たちの立場に立って、それぞれに合った情報伝達ツールを選択し、全ての市民に情報が伝わる「誰一人取り残さない情報提供」を目指します。
- 市に何か質問や相談や要望をしたとき、担当課までスムーズにたどりつけない、わかりづらいとお聞きすることがあります。それを改善するために部局横断的な対応が必要です。
- さらに市が市政情報を発信する際には、行政内部だけでその作業を進めず、積極的に市民等に参画を求め、より市民等の立場に立った分かりやすい情報提供になるよう努めます。
- この条例では、市民等には「期待すること」を、市には「すべきこと」（責務）を定めています。この11条においても同様です。

## 第12条（多様な市民等と市がまちづくりを考える場）

市は、この条例の理念の実現を図るため、多様な市民等と市が一緒にまちづくりを考える場（以下「考える場」といいます。）を設置することとし、その運営に当たっては次に掲げる事項に留意するものとします。

- (1) 年齢、性別、職業、居住地域等多様な市民等が意見交換及び交流する場とします。
  - (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の住民基本台帳により無作為に抽出した中から参加を希望する市民を参加者とします。
  - (3) 必要に応じて、前号の市民以外の市民等も参加することができるものとします。
  - (4) 地域における特定の活動等には参加していない、又は地域における会議等で発言する機会の少ない市民も、積極的に参加できる場となるよう工夫します。
  - (5) 考える場での議論の内容は、市民等と共有できるよう、市のホームページ等で公開します。
- 2 市は、この取組を通じ、市民等の参加者から活動の新たな担い手が生まれることを期待します。

### 【第12条の趣旨】

- 条例を作っただけでは、まちづくりに何も変化は起きません。多くの市民が条例を理解し、まちづくりを自分ごとにするのが大切です。そのために市民と市が共にまちづくりを考える場をつくります。
- この「場」は、年齢、性別、職業、居住地域など様々な市民が無作為で選ばれて参加し、意見交換や交流をする場です。「無作為に抽出」により、これまで地域で特に活動してこなかった市民も、発言する機会の少なかった市民も、自由に話し合える場を作ります。
- この場での話し合いが、条例をより良く改正していく提案につながる可能性もあります。
- また、この場に無作為抽出によって参加した人やそれ以外の市民等の参加者が、新たなまちづくりの担い手になっていくことも期待します。

### 第13条（助け合いとつながり推進月間）

この条例の内容をより多くの市民等が共有し、みんなで「助け合いとつながりによる安心・安全で住みよい、いきいきと暮らせるまちづくり」を進めるため、毎年10月を「長岡京市助け合いとつながり推進月間」と定めます。

#### 【第13条の趣旨】

- この条例を多くの市民に知ってもらい、条例の理念の実現につなげていくため、「推進月間」を設けます。
- 10月1日は長岡京市の市制施行の日で「自治記念日」として定められ、自治記念式典では公益的な活動をした団体や個人を表彰しています。また、10月の最終日曜日を「長岡京市防災の日」として、校区単位での防災訓練を実施しています。さらに、市民活動団体を支援している市民活動サポートセンターの「サポセンフェスティバル」も開催されています。すでにあるこれらのイベントに合わせ、10月を「推進月間」とします。

#### 第14条（委任）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

##### 【第14条の趣旨】

■市長は、条例を実行していく上でのより具体的な決まり（施行規則）を作ることができます。14条はその根拠となる条文です。この条例については、現時点で施行規則を作る予定はありませんが、将来、その必要が生じたときのために、予め規定しておくものです。

#### 附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行します。